

第 1 章 浅口市環境基本計画の基本的事項

第 1 節 環境基本計画とは

1 国の環境基本計画について

国の環境基本計画とは、「環境基本法」に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。平成 6 年に「第一次環境基本計画」が策定された後、社会情勢の変化に対応するため 3 回の見直しが行われ、現在は平成 24 年に策定された「第四次環境基本計画」が最新の計画です。

「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとしています。

また、今後の環境施策の展開の方向は次のように掲げられており、これらは、今後本市において環境施策を定める上でも、基本的な方針となります。

環境政策の展開の方向（国の環境基本計画）

- ◆政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - ・環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる
 - ・各々の環境政策の分野の相互関係を踏まえた分野間の連携を図っていく
- ◆国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
 - ・環境問題に関する国際交渉や国際環境協力を行うに当たっては、長期的な視野に立ち、我が国の国益と地球環境全体の利益の双方の観点から戦略的に取り組む
- ◆持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - ・自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していく
 - ・新規を含む都市基盤や住宅のストック等についても、環境負荷が小さいものとなるように、質を高めるとともに、適切に維持管理・更新を進めていく
- ◆地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
 - ・行政・企業・NPO・市民それぞれの主体が問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組むよう、環境教育や意識啓発を行う

2 浅口市の環境基本計画について

環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

環境基本法 第7条

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本市の他の行政計画との関連についていえば、浅口市環境基本計画は、「浅口市総合計画」（以下「総合計画」と略す。）における将来像の実現に向けて、総合計画を環境面から推進するもので、市の環境行政の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

この計画を指針として、庁内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、あらゆる施策・事業に取り組み、環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが期待されます。

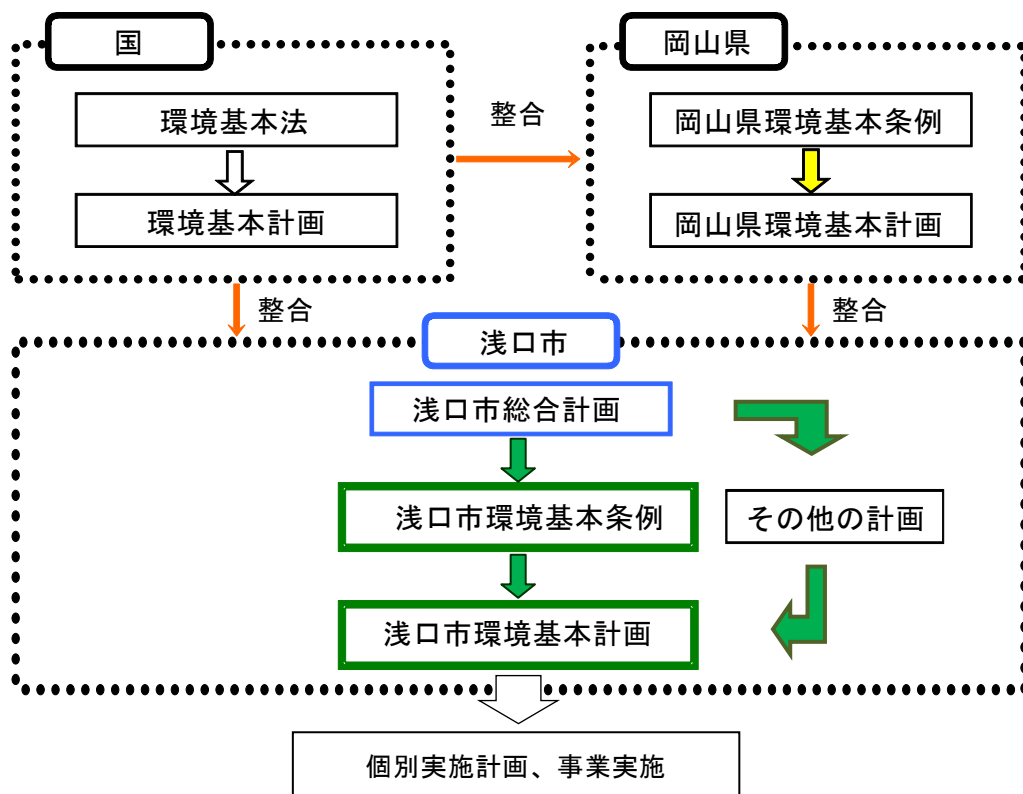


図 1-1-1 浅口市環境基本計画の位置付け

第2節 環境基本計画改訂の背景と計画の役割

本市では平成 25 年 3 月に浅口市環境基本計画を策定し、先人が守ってきたすばらしい自然や歴史、文化を次世代に胸を張って渡すための取組を進めて参りました。

近年の環境に関わる状況は、地球温暖化による急激な気候変動、オゾン層の破壊など地球規模で環境問題が顕在化しており、日本においてもゲリラ豪雨、台風の大型化、大規模な土砂崩れなど災害の報告が相次いでいるほか、生態系への影響も懸念されています。

また、私たちの日常生活では、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、生活騒音によるトラブルなど環境問題も多様化しています。

さらには、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止により発生したエネルギー需給問題、関東・東北豪雨による河川の決壊など、大規模災害時に対応した環境施策を整備し、「安全」が確保されることを前提としたまちづくりが求められています。

本市では、こうした社会動向の変化に対応するため、日常生活や社会活動から生じる環境問題に対し、市民、事業、行政が協働で取組むための計画を見直すものです。

第3節 環境基本計画の期間

浅口市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画（基本構想の期間：平成 29 年度～平成 38 年度）を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。このため計画期間は上位計画との整合性を図るため、計画の初年度を平成 25 年度（2013 年度）、見直しを平成 29 年度（2017 年度）、最終年度（計画目標年度）を平成 34 年度（2022 年度）とします。

また、本市を取り巻く今後の社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

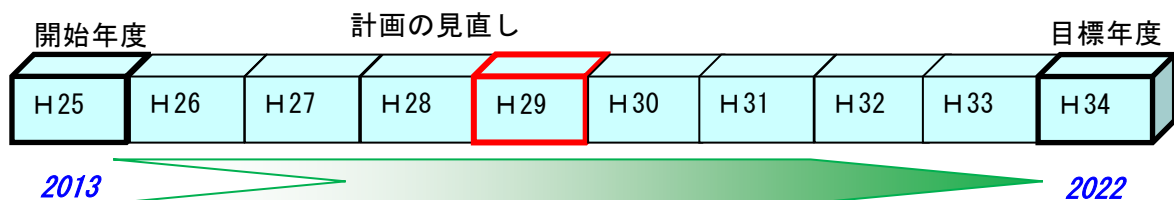


図 1-3-1 浅口市環境基本計画の期間

第4節 環境基本計画で対象とする地域と環境要素

浅口市環境基本計画では、本市全域（66.46km²）をその対象地域とします。

また本計画では、一般に環境基本計画で対象となる「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」に加えて、あらゆる環境分野の基盤的存在ともいえる「環境教育及び環境保全活動」をとりあげ、対象とする環境要素を表 1-4-1 のように設定します。なお、表 1-4-1 のうち地球環境については、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のほか、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の国境を越える移動及び開発途上国の公害問題等がありますが、ここでは身近なところから取り組んでいける要素を対象とします。

表 1-4-1 浅口市環境基本計画で対象とする環境要素

| 区 分 | 対象とする環境要素 |
|--------------|--|
| 生活環境 | 大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水汚染、ダイオキシン類 |
| 自然環境 | 自然公園や自然環境保全地域、自然景観資源、動植物の生息・生育状況、鳥獣による被害 |
| 快適環境 | 公園・緑地、地域の景観や美観、歴史的・文化的遺産 |
| 地球環境 | 地球温暖化、省エネルギー・省資源・自然エネルギー利活用の推進、ごみと資源化 |
| 環境教育及び環境保全活動 | 学校・家庭・事業所等における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供 |

第5節 環境基本計画の推進主体と各主体の役割

計画の推進にあたっては、さまざまな施策、事業、取組に計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが必要です。そのため、計画の推進主体は、計画策定主体である行政に限定されることなく、市民、事業者が協働して、本市の自然や歴史文化を大切にしながら、環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

○本市の役割（責務）

市は「浅口市環境基本条例」に定める基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。また、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めます。

○市民の役割（責務）

市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めます。また、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

○事業者の役割（責務）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生じる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理する責務を有します。またその事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

○浅口市、市民及び事業者の協働

浅口市、市民及び事業者は、それぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進します。

